



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 106/2019年10月号

発行日：2019年10月29日

台風19号が日本列島を直撃しました。この度の台風で被害に遭われた方、心よりお見舞い申し上げます。一日でも早く復興できるよう心からお祈り申し上げます。お客様の中には、大雨等により、会計データや帳票類を棄損してしまうことがあると思います。その場合は、早めに関係者にご連絡をとって頂き、速やかな対処をご検討されることが被害を拡大させない秘訣と思います。

I. 最新情報（2019年9月1日～2019年9月30日）

1. 業種別委員会

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2019年9月 20日	実務 指針	「業種別委員会 実務指針第14 号「投資信託及 び投資法人にお ける監査上の取 扱い」の改正に ついて」及び「公 開草案に対する コメントの概要 及び対応」の公 表について	<p>日本公認会計士協会（業種別委員会）は、2019年7月18日に開催された常務理事会の承認を受けて、「業種別委員会実務指針第14号「投資信託及び投資法人における監査上の取扱い」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。今回の改正は、主に投資信託の監査報告書の文例について所要の見直しを行ったものです。</p> <p>本改正は、2020年3月31日以後終了する計算期間又は営業期間に係る監査から適用されます。</p> <p>実務指針の見直し及び検討に当たっては、2019年5月31日から6月30日までの間、草案を公開し、広く意見を求めました。公開草案に寄せられた主なコメントの概要とその対応も併せて公表いたしますので、ご参照ください。</p> <p>なお、本実務指針における投資法人に関する部分の改正については、別途公開草案を公表する予定です。</p>	2020年3月 31日以後終了 する計算期間又 は営業期間から 適用
2019年9 月26日	公 開 草 案	「業種別委員会 実務指針第14	日本公認会計士協会（業種別委員会）では、企業会計審議会から2018年7月5日付けで「監査基準の改訂に	—

		号「投資信託及び投資法人における監査上の取扱い」の改正について」（公開草案）の公表について	<p>関する意見書」が公表されたことに伴い、関連する監査基準委員会報告書が改正されたことを受け、別途改正することとしていた投資法人の監査報告書の文例について所要の見直しを行ってまいりました。</p> <p>このたび、見直しを終えたため、「業種別委員会実務指針第14号「投資信託及び投資法人における監査上の取扱い」の改正について」（公開草案）として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p>	
--	--	---	---	--

2. 学校法人会計（学校法人委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2019年9月 30日	実務 指針	「学校法人委員会実務指針第36号「私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査の取扱い」の改正について」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」並びに「学校法人委員会研究報告第32号「施設型給付費を受ける幼稚園のみを設置する学校法人等の会計及び監査に関する研究報告」の改正について」の公表について	<p>日本公認会計士協会（学校法人委員会）は、2019年9月17日に開催された常務理事会の承認を受けて、「学校法人委員会実務指針第36号「私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査の取扱い」の改正について」及び「学校法人委員会研究報告第32号「施設型給付費を受ける幼稚園のみを設置する学校法人等の会計及び監査に関する研究報告」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。</p> <p>今回の改正では、2018年7月5日付けで企業会計審議会から「監査基準の改訂に関する意見書」が公表され、関連する監査基準委員会報告書が改正されたことを踏まえて、学校法人が作成した計算書類に対する監査上の取扱いについて変更をしました。</p> <p>実務指針の改正は、2020年3月31日をもって終了する事業年度に係る監査から適用されます。</p> <p>なお、実務指針及び研究報告の見直し及び検討に当たっては、2019年8月1日から同年9月2日までの間、草案を公開し、広く意見を求めました。公開草案に寄せられた主なコメントの概要とその対応も併せて公表いたしますので、ご参照ください。</p>	2020年3月 31日をもって 終了する事業年 度から適用

3. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

特になし

4. IT 関係（IT 委員会）

特になし

5. 会計制度委員会

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2019年9月 26日	意見	IASB 公開草案 「IFRS 第 17 号の修正」に対 する意見につい て	2019年6月26日に国際会計基準審議会（IASB）か ら、公開草案「IFRS 第 17 号の修正」が公表され、意 見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公 開草案に対するコメントを取りまとめ、2019年9月 17日付けで提出いたしましたのでお知らせいたしま す。	—
2019年9月 26日	意見	IASB 公開草案 「「概念フレー ムワーク」への 参照(IFRS 第3 号の修正案)」 に対する意見に ついて	2019年5月30日に国際会計基準審議会（IASB）か ら、公開草案「「概念フレームワーク」への参照(IFRS 第3号の修正案)」が公表され、意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公 開草案に対するコメントを取りまとめ、2019年9月 17日付けで提出いたしましたのでお知らせいたしま す。	—

6. その他

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2019年9 月6日	—	キャッシュレ ス・消費者還元 事業に関する合 意された手続実 施結果報告書の フォーマットの	2019年10月1日からの消費税率引き上げに対応し た需要平準化対策として、中小・小規模事業者等におけ るキャッシュレス決済手段を使ったポイント還元等を 実施するための決済事業者等の事業費等の経費の一部 を補助するキャッシュレス・消費者還元事業が実施され ます。 本事業において補助対象となるキャッシュレス発行	—

	公表について	<p>事業者(キャッシュレス決済で購買を行った消費者に対して、ポイント還元等を実施する事業者)に対する補助金額の算定に当たって用いられるポイント等の失効率又は利用率に関して、公認会計士又は監査法人による確認が求められています。</p> <p>この公認会計士又は監査法人による確認業務に関して、キャッシュレス・消費者還元事業ウェブサイトにおいて、「合意された手続実施結果報告書フォーマット」が公表されましたので、ご案内いたします。本フォーマットの中に、この確認において公認会計士又は監査法人が実施することが想定される手続が記載されています。本フォーマットを利用して、専門業務実務指針 4400 「合意された手続業務に関する実務指針」に従って業務を実施することとなります。</p> <p>○ キャッシュレス・消費者還元事業ウェブサイト</p> <p>https://cashless.go.jp/providers/shouhisha_hojo.html</p>	
--	--------	--	--

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

今回は、中国に連結子会社を持つ日本企業が留意すべき会計処理について解説します。特に2017年に中国会計基準設定主体たる財務部が公表した新企業会計準則（主に新規及び改訂具体準則）を中心に行います。なお文中の意見にわたる部分は、執筆者の私見が含まれることをご了承下さい。

1. 中国会計基準の主な体系

中国の会計基準は、新企業会計準則と旧企業会計準則の2種類の会計基準が併存しています。新企業会計準則は、2006年に公布されたものが最新で、公布後、項目ごとに追加や修正がなされています。構成は国際財務報告基準(IFRS)を大幅に取り入れた会計基準となっており、国際会計基準審議会(IASB)の議論の成果を中国風に解釈した内容が盛り込まれております。多くの日系企業中国子会社においては、ほぼ新基準に基づき会計処理を行っています。

新企業会計準則は、主として基本準則(総論部分)及び具体準則(勘定科目や取引種類部分)で構成されています。

2017年は、この新準則の重要な改定や新規の具体準則の公表がありました。

2. 2017年に公表された新準則の新設、改訂の内容と適用時期

下記7本の新準則の新設や改訂がありましたが、多くの日系企業はその適用が主に2021年1月1日となります。

基準名	新設 OR 改訂	施行日	適用時期	
			中国国内上場企業	非上場企業 (多くの日系企業)
第42号「売却目的で保有する非流動資産および非継続事業」	新設	2017年5月28日	2017年5月28日	2017年5月28日
第16号「政府補助金」	改訂	2017年6月12日	2017年6月12日	2017年6月12日
第22号「金融商品の認識及び測定」	改訂	2018年1月1日	2019年1月1日	2021年1月1日
第23号「金融商品の移転」	改訂	2018年1月1日	2019年1月1日	2021年1月1日
第24号「ヘッジ取引」	改訂	2018年1月1日	2019年1月1日	2021年1月1日
第37号「金融商品の表示」	改訂	2018年1月1日	2019年1月1日	2021年1月1日
第14号「収益」	改訂	2018年1月1日	2020年1月1日	2021年1月1日

3. 新設及び改訂基準の概要

(1) 第42号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」

IFRS5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」と内容は概ね同じですが、「売却目的保有」に分類される前に認識された当該資産の減損損失については戻入が禁止されている点が異なる部分となります。

第42号の目的は、①売却目的保有に分類される要件を満たす資産は、帳簿価額が売却費用控除後の公正価値の何れか低い金額で測定し、当該資産の減価償却は中止する②売却目的保有に分類される要件を満たす資産は、財政状態計算書上区分表示し、非継続事業の経営成績は、包括利益計算書上区分表示することです。

(2) 第16号「政府補助金」

改訂前は、資産の取得に関連する政府補助金については総額処理が要求されていましたが、改定後は純額処理が認められました。総額処理は、企業が獲得した政府補助金を繰延収益として負債に計上し、関連する資産の減価償却に応じて収益を段階的に計上する方法です。純額処理は、関連する資産の取得価額から政府補助金を直接控除する方法で圧縮記帳に似た処理となります。

(3) 第22号「金融商品の認識及び測定」、第23号「金融商品の移転」、第24号「ヘッジ取引」、第37号「金融商品の表示」

第22号から第24号及び第37号は、IFRS第9号「金融商品」の考え方を取り入れています。特に特徴的な改正点は、金融商品の分類及び測定に関しての変更です。改正前の第22号では金融商品を4分類に分けて測定されましたが、改正後は3分類に分けて測定されるように変更されています。IFRS第9号では、分類及び測定に関して

原則主義による規定が導入されています。金融資産の分類と測定は、2つの評価に基づいて行われます。それらは、金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性に関する評価と、金融資産の管理に関する企業のビジネスモデルに関する評価です。

契約上のキャッシュ・フローの特性テストにより、利息収益・利息費用を実効金利法により関連する期間にわたって配分する償却原価の情報が目的適合的な金融資産が特定されます。ここで特定された金融商品は、下記のように分類されます。

- ① 償却原価により測定される金融資産
- ② その他の包括利益を通じて公正価値（FVOCI）での測定が適合となる金融資産
- ③ 純損益を通じて公正価値（FVPL）で測定される金融資産（①②以外の金融資産）

参考に改正前の第22号の分類は下記の4つです。

- ① 公正価値をもって測定しかつその変動を当期の損益に計上する金融資産
- ② 満期保有目的投資
- ③ 貸付金及び未収債権
- ④ 売却可能金融資産

（4）第14号「収益」

改訂第14号「収益」は、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の考え方を全面的に取り入れているため、ASBJから公表された企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」に規定されている収益認識の5ステップとほぼ同じ内容が規定されています。

<5ステップ>

- ① 顧客との契約の識別
- ② 契約における履行義務の識別
- ③ 取引価格の算定
- ④ 取引価格の契約における履行義務への配分
- ⑤ 履行義務の充足時の収益認識

4. 連結財務諸表作成上の留意点

実務対応報告18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」によると、日本の親会社が日本基準で連結財務諸表を作成する際、在外子会社の財務諸表がIFRS又は米国会計基準に準拠して作成されている場合には、連結決算上これを利用できるとされています。しかし、上記以外で日本の会計基準と異なる会計処理を採用している場合には、日本の会計基準に修正する必要性が生じる可能性があります。

日本の会計基準とほぼ同じ内容に子会社の会計基準が変更されることは好ましい事ですが、子会社において新基準がいつから適用されるのか注意が必要です。場合によっては変更による影響を検討し、旧基準に戻す修正が必要な事も考えられます。

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703